デジタルインフラ整備基金助成事業 5月公募

令和4年5月17日 総務省 データ通信課

- ①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適化法)
 - →間接補助事業も規定

- ②特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱
 - →総務省が制定。主に基金設置法人との関係を規定。

- ③特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程
 - →基金設置法人が規定。間接補助事業(助成事業)を規定。

- ④デジタルインフラ整備基金助成事業実施マニュアル
 - →**基金設置法人**が規定。②や③を概説し、その他詳細を説明。

- ①第1回公募対象をデータセンターと一部のIXのみとした。
 - →助成事務の稼働分散のため。お問合せが多いデータセンターから実施。
 - →その他は今秋に公募を予定。

- ②データセンターの助成上限を40億円とした。
 - →お問合せが多いことから、採択数をより多く確保するため。

- ③助成対象外となるデータセンターの類型を追加。
 - →政策目的との整合性確保のため。

④助成のための手続や評価基準を定めた。

- 大規模震災の発生等が予測される我が国が、経済安全保障の観点等から、国内外のデータを「安全・ 安心」に蓄積・処理できるデータ・ハブとなるため、事業者が、東京圏以外※にデータセンター、海底ケー ブル、インターネット接続点等のデジタルインフラを設置する際の支援を行い、地方分散による強靱な通 信ネットワーク拠点を整備する。
- これらインフラ整備は、地方の課題を解決するためのデジタル実装を通じた地方活性化に資する。

※ 海底ケーブルは太平洋側以外

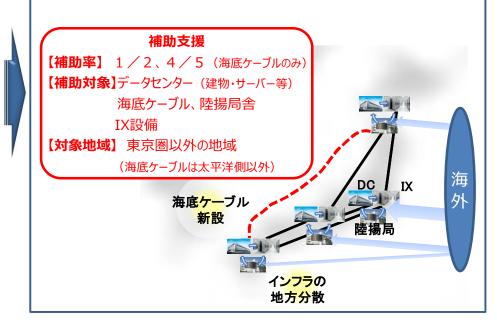
現状 (東京圏一極集中のインフラ立地・太平洋側集中のネットワーク)

- ▶世界中でデータの急増する中、我が国のデータ・ハブ化の重要性 (「経済安全保障」の観点)
- ▶ デジタルインフラが東京圏に一極集中する一方、高まる首都圏大震災の 可能性(「国土強靱化」の観点)



今後(DC、海底ケーブル、IXの地方分散を促進)

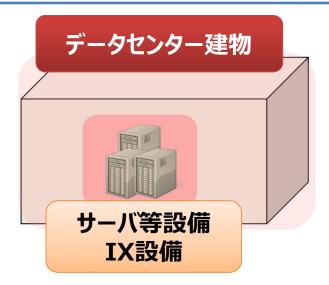
- ▶東京圏以外へのDC、海底ケーブル陸揚局、IXの設置を 支援し、 **デジタルインフラの地方分散を促進**
- ▶太平洋側以外への海底ケーブル敷設を支援し、日本を 周回する「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」を完成



令和3年度第1次補正予算:500.0億円(6ヵ年の基金)

※令和3、4,5、6、7年度(5ヵ年) 令和8年度は出納整理年度

5月公募の対象



<助成対象>

- ▶ データセンターの設置等の費用
- ▶ 当該データセンターに設置されるサーバ等やIX設備の費用 (その他附帯設備※の費用を含む)
 - ※外構施設整備や敷地内へのインフラの引込み等の費用、

データセンターとして稼働するための空調や電源等

<助成要件>

- ▶ データセンター専用の施設であること
- データセンターは<u>商用利用されるもの</u>であること。
- ▶ 既存のデータセンターを建て替えるものではないこと
- ▶ 当該データセンターが1都3県以外に立地するものであること

データセンター建物とサーバ等の所有者が一致する場合 データセンター建物とサーバ等の所有者が一致しない場合 助成の可否 助成の可否 サーバ等: 新設する場合 (留意事項) ・助成金の交付決定額の上限は、40億円。 ・助成金の交付決定額の上限は、A社とB社を通算して、40億円。 ■・既存の施設の除却が必要な場合、その費用は助成しない。 既存の施設の除却が必要な場合、その費用は助成しない。 【・データセンターとサーバ等のいずれも電気通信役務に使用する必要。(他の類型も同じ。) ・将来の需要に応じるため、余剰の区画やラックを設けることは許容する。(他の類型も同じ。) ① 既設データセンターの増築(増床) (1) 既設データセンターの増築(増床) 助成の可否 助成の可否 増築部分:○ 增築部分: サーバ等: 〇 サーバ等:(改築等する場合 ② 他用途併用施設の専用化(改築) ② 他用途併用施設の専用化(改築) 助成の可否 助成の可否 改築部分:○ 改築部分:(サーバ等:〇 サーバ等: (

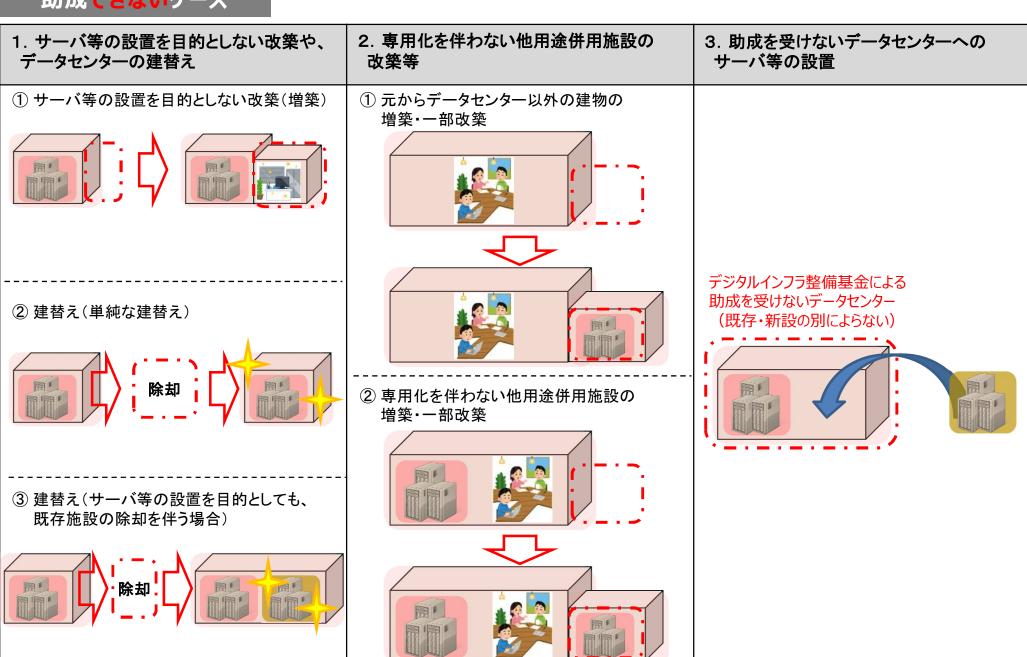
| (留意事項)

』・助成金の交付決定額の上限は、A社とB社を通算して、40億円。

(留意事項)

助成金の交付決定額の上限は、40億円。

助成できないケース



- ・一般的なデータセンターやサーバ等の使用は、公募申請時に示すことで認められる。
- ・ただし、以下のような使用は認めない。
- ①サーバ等には、汎用性がないものを含まない。
 - →特定の計算に特化した計算機及び当該計算機を設置するデータセンターは、助成対象外。 施設竣工後においても禁止。

具体例:ビットコインをマイニングするための設備は禁止。

②データセンターやサーバ等を設置する者のみが受益するものであってはならない。

具体例①: 専ら設置者の社員の労務管理のために使用することは禁止。

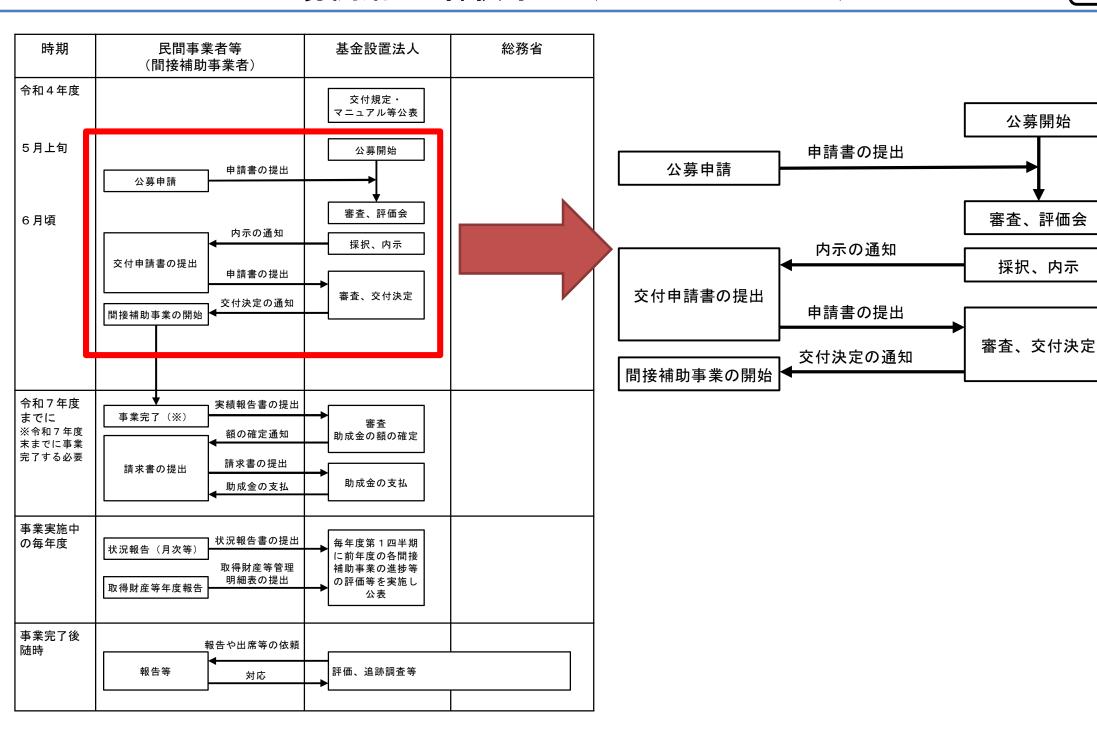
具体例②:設置者が運営するショッピングサイトのために使用することは認める。

③サーバ等を設置する者が、専ら計算や分析の提供のために使用してはならない。

具体例①:設置者が専らタンパク質の構造解析の業務に使用することは禁止。

具体例②:設置者がIaaSを提供する場合に、そのユーザーが使用することは許容。

公募開始から採択等まで(マニュアル4ページ)



- ・ 申請者は、法人格を具備している必要。
- 助成金を交付する施設等の性質を踏まえ、申請者には「申請者の詳細を説明する資料」の提出を求める(マニュアル22ページ)。
 - ・データセンター等は、我が国の通信ネットワークや社会システムの重要な要素。
 - ・助成事業主体は、少なくとも財産処分制限期間にわたり、施設等を運用。

- ①間接補助事業実施計画(交付規程様式第1別紙2)
 - →データセンター等の設置等の工事の概要を記載
- ②施設等運用等計画(交付規程様式第1別紙4)
- i)施設等の用途を示すこと(マニュアル8、9ページ)
 - →記載のない使用は、目的外の使用であるとして、助成金の返納を求める可能性がある。
- ii)竣工後の運用の計画を明らかにしつつ、その施設等の規模等の妥当性を示すこと(9ページ)
 - →過剰な投資ではないかについて、竣工後も継続的に追跡調査を実施する。
- iii) 施設等の運用・管理体制を示すこと

- ・ 助成事業は、令和8年3月31日まで。
- 自然災害等の不測の事態によって事業実施が遅延したとしても、 期日までに完了する必要。

- ・ 同一のデータセンターに係る助成金の上限は、40億円 →複数の申請者であっても通算して適用
- 同一の申請者が複数案件を申請した場合、案件それぞれが上限40億円 →ただし、それぞれが隣地同士である等の場合は一体とみなし、通算する。

①助成対象

- 施設等の設置等に必要な必要最小限の資材と工事に係る経費
- 資材置場等、一時的な用地利用や、取付け道路整備に係る経費
- ・ 附帯工事費 (調査・設計等含む)

②助成対象外

- 重複投資(過剰な予備、使用見込みのない設備等)
- ・ ランニングコスト (利用料、使用料、リース料、賃借料)
- · 土地取得費
- ・ 消費税(18ページ)

等

提出書類 (マニュアル21、22ページ)

申請者ごとに案件の検討状況が異なることから、申請者ごとに判断の上、申請内容の根拠が確認できる資料を提出すること。

- **01 公募申請書**(別紙1)
- **02 提出書類一覧表** (別紙 2)

評価基準に適合することを示す資料は、対応する評価基準を併せて示すこと。

- 03 交付申請書案(交付規程様式第1号)
- 04 間接補助事業の概要(交付規程様式第1号別紙1)
- 05 暴力団排除に関する制約事項(交付規程様式第1号別紙2)
- 06 間接補助事業実施計画(交付規程様式第1号別紙3)

主要な工事とその概要、事業全体のスケジュール、施設等の設置場所、当該設置場所の所有関係及び周辺の状況、施設等の内容(構造、面積等)等。施設等設置場所の図面及び施設等の見取り図(必要な設備の数等の確認ができるものを提出すること。)等を添付すること。

07 施設等運用等計画(交付規程様式第1号別紙4)

施設等の用途、施設等竣工後の運用等の計画(当該施設等の規模が必要最小限であることを示すこと。)、助成金の交付を受けて取得する財産の管理体制等。

- **08 事業に係る経費の見積書その他の根拠となる資料**(交付規程様式第1号関係)
- **08-1 経費見積書 (総括表·内訳表)** (別紙3)
- 08-2 見積もりの根拠となる資料

複数事業者の相見積、積算の根拠となる公的な単価資料等。

- 09 デジタルインフラ整備基金助成事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書(別紙4)
- **10 契約予定内容に関する調査票** (別紙 5)
- 11 申請者の詳細を説明する資料

申請者の事業目的、事業内容、事業実績、役員、主な出資者、財務状況等、申請者の詳細を説明する資料を提出すること。

12 評価基準に適合することを示す資料

評価基準に適合し、又はより高い水準で達成していることなどを示す資料を対応する評価基準ごとに提出すること。

13 その他必要な資料

次の資料等を必要に応じて提出すること。

- ・他の国庫補助事業等との併用、協働事業実施、連携主体申請等の申出書 他の国庫補助事業等を併用する場合、他の助成事業主体と協働で施設等を設置等する場合、連携主体として申請する場合はその旨示すこと。あわせてそ の詳細や区分を明らかにした書類を添付すること。また、概要図、見積書については、助成対象がわかるよう記載もしくは色分け等をすること。
- ・他事業との費用按分を整理し説明する資料
- ・ソフトウェアに助成金の交付を希望する場合、別紙6「助成対象とするソフトウェア」との対応を説明する資料

02提出書類一覧表と12評価基準に適合することを示す資料

デジタルインフラ整備基金助成事業 評価基準

令和4年5月公募

デジタルインフラ整備基金助成事業 提出書類一覧表

通し番号	書類名	対応する評価基準(注 2)	備考
01	公募申請書		

i

10	契約予定内容に関する調査票		
11	申請者の詳細を説明する資料		1
12-1	評価基準に適合することを示す資料 1	1-2-1	
12-2	評価基準に適合することを示す資料と		

L.施設等の評価

1.施設等の評価		
番号	評価基準	備考
1-1 経済性	±	
1-1-1	事業費に経済合理性があるか	
1-1-2	事業計画に照らして妥当な規模か	
1-1-3	事業計画が具体的であり実現可能と見込まれるか	
1-2 有効性	Ė	
1-2-1	我が国の社会インフラやネットワークの強靱化に 資するものか	
1-2-2	地域IXと直接に接続するなど、ネットワーク効率 化に資するものか。又は取組が講じられているか	
1-3 公平性	Ė	
1-3-1	当該施設等に係る最終的な裨益を受ける者が差別 されないか	
1-4 安全性		
1-4-1	サプライチェーンリスク対策がなされているか	
1-4-2	サイバーセキュリティ・物理的セキュリティが確 保されるものであるか	

- ・審査は書類審査とする。
 - →事業の説明を聴取する場は設けない。
 - →比較審査であるから、評価基準全てに合致することを示したとしても不採択となる場合がある。
- ・ 結果の通知は全ての申請者に行う。
 - →不採択理由について、個別の教示はしない。

- 採択された者については、公表する。
 - →国庫支出の使途等を明らかにする必要。
 - →交付を受ける者の名称、交付決定額、竣工予定時期、場所等を予定。

評価基準

1. 施設等の評価

番号	評価基準	備考
1-1 経済性		
1-1-1	事業費に経済合理性があるか	
1-1-2	事業計画に照らして妥当な規模か	
1-1-3	事業計画が具体的であり実現可能と見込まれるか	
1-2 有効性		
1-2-1	我が国の社会インフラやネットワークの強靱化に資するも のか	
1-2-2	地域IXと直接に接続するなど、ネットワーク効率化に資するものか。又は取組が講じられているか。	
1-3 公平性		
1-3-1	当該施設等に係る最終的な裨益を受ける者が差別されないか	
1-4 安全性		
1-4-1	サプライチェーンリスク対策がなされているか	
1-4-2	サイバーセキュリティ・物理的セキュリティが確保される ものであるか	
1-5 環境性		
1-5-1	再生可能エネルギーを活用するもの又は活用できる拡張性 があるものか	
1-5-2	省エネルギーに配慮したものか(データセンターは PUE1.4以下であるか)	
1-5-3	その他、カーボンニュートラルに向けた対応方針が策定さ れているか	
1-5-4	設置場所周辺の環境をいたずらに損なうものでないか	データセンターに限る
•		•

2. 設置場所の評価

番号	評価基準	備考
2-1 安全性		
2-1-1	設置場所の災害評価が適切になされているか	
2-1-2	既存データセンター集積地等との同時被災のリスクが 高い場所となっていないか	
2-2 将来性		
2-2-1	設置場所近傍においてデータセンターの拡張性が見込めるか(目安10ha)	

3. 持続性の評価

3. 持続性の計画			
番号	評価基準	備考	
3-1 持続性	3-1 持続性		
3-1-1	施設等の利用の需要が見込まれているか		
3-1-2	施設等の設置後の運用等の計画が具体的であり実現可 能と見込まれるか		
3-1-3	所有者又は運用者が長期にわたって同一である等、施設等の長期的存続が見込まれるか		
3-2 適切性			
3-2-1	財産処分制限期間にわたり、助成金を受けて取得した 財産を適切に管理する主体が明確であり、必要な体制 が確保されるか		

(注) 上記のほか、交付規程等で禁止される事項への該当の有無を確認するとともに、基金の目的に照らし、間接補助事業が特定地域に偏らないよう調整を行う。

マニュアル 6ページ

7 サイバーセキュリティ対策等に関する留意点

助成事業で設置される施設及び設備、並びにこれらに接続される海底ケーブルについては安全かつ安心に利用できるものとする必要があり、これらについて、サプライチェーンリスク対策、サイバーセキュリティ対策及び物理セキュリティ対策が十分講じられるものでなければならない。

- ・ 助成対象となるのは、交付決定通知日以降。
 - →採択(内示)の連絡を受けた日ではない。
 - →採択後に、交付の申請をし、基金設置法人から交付決定通知を受領する必要。
- ・ 調達は、原則として一般競争入札によること。
 - →自社調達等の場合の利益排除も必要(17ページ)。
- ・ 計画変更等の申請/承認手続等を遺漏なく行うこと
- ・ 随時・月次・年次・竣工後以降の各種報告等を行うこと。(28ページ)

(1) 間接補助事業実施中

() [2] [2] [2] [2]		
報告の種類	説明	
1 事故報告	□時期:事業が期間内に完了できない又は実施困難となった場	
	合	
	規定:交付規程第9条	
2 状況報告	時期:基金設置法人から要求があった場合	
	規定:交付規程第10条第1項	
	※:以下の報告を求めることを予定している。	
	┃ ①毎月の間接補助事業の進捗状況、及び契約金額100万円 ┃	
	以上の調達の報告(助成事業に係る契約状況の把握に関する	
	調査)(翌月末までに報告)	
	┃②毎年度末の経理の状況報告(中間経理検査)(毎年度末翌┃	
	月中目途・提出物は個別に調整)	
3 有利子資金の借	時期:随時	
入れの報 告	規定:交付規程第10条第2項	
4 取得財産等管理	時期:毎年度末翌月中に	
明細表の提出	規定:交付規程第20条第3項	
	│※:単価50万円以上の取得財産等(交付規程第17条第1│	
	項関係)を記載すること	
5 各種評価、追跡	時期:随時	
調査等に必要な情報	規定:交付規程第22条	
提供		

(2) 間接補助事業完了後

報告の種類	説明
1 助成金に係る消	時期:毎年度及び実績報告
費税仕入控除税額確 定の報告	規定:交付規程第3条第7項など
2 実績報告	時期:事業完了(竣工)から30日を経過した日までに
	規定:交付規程第12条第1項
3 各種評価、追跡	時期:随時
調査等に必要な情報	規定:交付規程第22条
│ 提供	※:以下の報告を求めることを予定している。
	①取得財産等の管理・使用状況の報告(年1回)
	②施設等運用等計画の追跡調査(年1回)

省略

(5) 財産処分(目的外使用・譲渡・廃棄・抵当権設定等) について

適化法第22条において「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令等で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない」と規定されていることから、適化法施行令、交付要綱及び交付規程により、「助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄(以下「目的外処分」という。)」することは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において規定される耐用年数に相当する期間」にわたって制限される。当該制限の期間(以下「処分制限期間」という。)内における目的外処分を行う場合、間接補助事業者は残存価値額(処分する施設又は設備に係る助成額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数)又は貸付年数(処分制限期間内の期間に限る。)の割合を乗じて得た額)を基金設置法人に納付しなければならない。

このため、基金事業実施計画又は施設等運用等計画に記載のない用途での使用や貸付け、 間接補助事業者以外の者(他の間接補助事業者を含む。)への譲渡(売却含む。)、助成 金の交付を受けて設置する施設等への抵当権の設定、故障や損傷による取り壊しや廃棄等は 制限される。

本助成事業はデータセンターや陸揚局等の堅牢な施設等を構築するものであるため、処分制限期間は長いもので約40年と非常に長期に及ぶことから、適切な財産管理のため、少なくとも年に1回、基金設置法人又は総務省に対して助成金の交付を受けて取得した財産の管理や使用状況について報告を行わなければならない。